

平成 30 年度環境省調達改善計画の上半期自己評価結果（概要）

1. 共通的な取組

(1) 調達改善に向けた審査・管理の充実

・外部有識者委員会の更なる活用

本省及び地方支分部局等における工事・建設コンサルタント契約案件について、外部委員により構成される入札監視委員会を平成 30 年 7 月 27 日に開催し、平成 29 年度における工事等の契約について審査を受けた。

・共同調達している消耗品の調達価格の検証及び一括調達の推進

関東地方環境事務所、近畿地方環境事務所、九州地方環境事務所、那覇自然環境事務所についてはコピー用紙の共同調達を実施することにより、共同調達を行わなかった場合の単価にて購入した場合と比較して、約 2%（約 0.9 万円）の削減が図られた。

(2) 地方支分部局等における取組の推進

本省会計課にて実施している内部監査と合わせて、5 か所の地方支分部局等において、契約前自己チェック実施状況を確認するなど、調達改善の取組について指導を行った。

(3) 電力調達、ガス調達の改善

・支払事務の効率化

本省については一件ごとに小切手にて支払事務を行っていた電気料金 16 件について、地方支分部局等については電気料金 113 件及びガス料金 6 件についてクレジットカード決済による支払を実施し、事務の効率化に努めた。

2. 重点的な取組

(1) 一者応札の事前審査・事後審査の実施

・契約前自己チェックプロセスの実施

30 年 4 月 1 日以降に入札公告を行う案件のうち、前年度に「契約金額が 1,000 万円以上」「一者応札」「落札率が極端な高さ（99%以上）」であった案件について、契約前自己チェックプロセスを行うことで、契約方式の妥当性を確認し、複数者応札（競争性）の確保に努めた。

・参加者確認公募を実施することの妥当性確認

30 年度上半期においては、業務担当者による契約前自己チェック結果の全てにおいて入札に係る改善が行われたため、参加者確認公募を実施することの妥当性が確認された案件はなかった。

・アンケート調査の分析及び公表

アンケート調査結果等の分析を行い、第三者委員会にも報告、助言を受けるなどして、一者応札の原因等の把握に努めた。また、公共調達の改善に対する取組姿勢を見える化するために、分析結果を環境省ホームページで公表し、アンケート回収率向上を図ることでより一者応札の原因把握に努めた。

3. その他の取組

(1) クレジットカード決済の活用

本省については、一件ごとに小切手にて支払事務を行っていた2件の水道料金について、地方支分部局等については、27件の水道料金、120件の電話料金及び1件の放送受信料金についてクレジットカード決済による支払を実施したことで、事務の効率化が図られた。

(2) 公告期間等の改善

平成29年度に一者応札であった案件で平成30年度に複数者が入札に参加した案件が本省で12件あり、より契約が適正化されるとともに、昨年度と比較して約2%（約654万円）の削減^(注)が図られた。

(3) 事業者が準備にかかる時間を十分に確保できるよう留意した受注者の決定時期の設定

平成29年度に一者応札であった案件で平成30年度に複数者が入札に参加した案件が本省で1件、地方支分部局等で2件あり、より契約が適正化されるとともに、昨年度と比較して約21%（約873万円）の削減^(注)が図られた。

(4) 仕様の明確化

平成29年度に一者応札であった案件で平成30年度上半期に複数者が入札に参加した案件が原子力規制庁で2件あり、より契約が適正化されるとともに、昨年度と比較して約16%（約281万円）の削減^(注)が図られた。

(5) 報告書等の積極的な開示

平成29年度に一者応札であった案件で平成30年度に複数者が入札に参加した案件が地方支分部局等で2件あり、より契約が適正化されるとともに、昨年度と比較して約27%（約554万円）の削減^(注)が図られた。

(注) 本年度契約額と昨年度契約額との差額（変動のあった単価差等は個別に考慮した上で算出）

重点的な取組、共通的な取組

		平成30年度の調達改善計画							平成30年度環境省調達改善計画上半期自己評価結果								
重点的な取組	共通的な取組	取組の項目	具体的な取組内容	重点的な取組の選定理由	難易度	取組の開始年度	取組の目標 (原則、定量的に記載)	目標達成予定時期	難易度	取組の開始年度	実施した取組内容	進捗度	取組の効果(どのようなことをして、どうなったか)		実施時期	実施において明らかとなった課題等	今後の計画に反映する際のポイント
													定量的	定性的			
○		一者応札の事前審査・事後審査の実施	<p>・契約前自己チェックプロセスの実施 昨年度に引き続き、前年度の契約金額が1,000万円以上で、かつ前年度「一者応札」(落札率が極端な高さ99%以上)であった全案件について、業務担当者による契約前自己チェックを行う。</p> <p>・参加者確認公募を実施することの妥当性確認 業務担当者による契約前自己チェック結果において、参加者確認公募への移行が妥当と判断された全案件について、環境省会計担当及び政策評価担当で組織された契約委員会にて公告前に事前審査を行う。</p> <p>・アンケート調査の分析及び公表 入札等説明会に参加したものの応募に至らなかった事業者に対するアンケート調査を実施し、業務担当者及び事業担当部署の会計担当において今後の改善策を検討する。また、アンケート内容の調査結果を分析、公表することで調達改善の見える化を図る。</p>	前年度の取組状況を分析した結果、一者応札の改善について、契約方式の妥当性についての確認プロセスを強化する余地が引き続き大きいと考えられるため。	A	H29	<p>・契約前自己チェックプロセスの実施 過去5年平均の100件程度(契約金額約840億円程度)の一者応札が継続している調達について、業務担当者による入札前自己チェックを行うことで、職員の一者応札改善への意識を高めるとともに、競争性確保を図る。</p> <p>・参加者確認公募を実施することの妥当性確認 一者応札が継続している調達の契約方式の妥当性を確認し、調達コスト削減を目指す。</p> <p>・アンケート調査の分析及び公表 公共調達の改善に対する取組を見える化すること、アンケート回収率向上を図り、個別案件ごとの一者応札の原因把握に努めるとともに競争性確保を図る。</p>	31年3月まで	A	H29	<p>・契約前自己チェックプロセスの実施 前年度の契約金額が1,000万円以上で、かつ前年度「一者応札」(落札率が極端な高さ99%以上)であった案件について、契約前自己チェックを行うことで契約方式の妥当性を確認し、複数者応札(競争性)の確保に努めた。</p> <p>・参加者確認公募を実施することの妥当性確認 業務担当者による契約前自己チェック結果において、参加者確認公募への移行が妥当と判断された案件について、環境省会計担当等で組織された契約委員会にて公告前の事前審査を行った。</p> <p>・アンケート調査の分析及び公表 アンケート調査結果の分析を行い、第三者委員会にも報告、助言を受けるなどして、一者応札の原因等の把握に努めた。公共調達の改善に対する取組姿勢を見える化するために分析結果を環境省ホームページで公表し、アンケート回収率向上を図ることにより一者応札の原因把握に努めた。</p>	A	<p>・契約前自己チェックプロセスの実施 30年4月1日以降に入札公告を行った案件のうち、本省で2件、関東地方環境事務所1件、中部地方環境事務所で1件の契約前自己チェックを実施した。</p> <p>・参加者確認公募を実施することの妥当性確認 30年度上半期においては、業務担当者による契約前自己チェック結果の全てにおいて入札に係る改善が行われたため、参加者確認公募を実施することの妥当性が確認された案件はなかった。</p> <p>・アンケート調査の分析及び公表 アンケート調査について、事業者より下記のとおり回収ができた。 (平成30年4月1日から平成30年9月30日まで) アンケート調査の回収:41件 回収率:59.4%</p>	<p>・契約前自己チェックプロセスの実施 業務担当者において契約前自己チェックを行うことで、職員の一者応札改善への意識が図られた。</p> <p>・参加者確認公募を実施することの妥当性確認 契約方法の妥当性を事前審査するとともに、入札に参加可能な者が存在するかどうかを確認することで、調達手続の透明性が図られた。</p> <p>・アンケート調査の分析及び公表 アンケート調査の分析等を行うことで対外的な御意見に応えるとともに、契約前自己チェックを行うことで個別の案件について一者応札改善の余地を探し、調達コスト削減が図られた。</p>	<p>・契約前自己チェックプロセスの導入 随時</p> <p>・参加者確認公募を実施することの妥当性確認 随時</p> <p>・アンケート調査の分析及び公表 H30.4</p>	<p>・契約前自己チェックプロセスの実施 前年度と案件名が同じであっても、業務の内容が完全に一致しない案件についての取扱い。</p> <p>・アンケート調査の分析及び公表 入札説明会を開催しない場合や入札説明会に一者しか参加しなかったケースの対策が必要となる。</p>	<p>・契約前自己チェックプロセスの導入 引き続き効果や問題点について分析を行いながら取組を実施する。</p> <p>・参加者確認公募を実施することの妥当性確認 引き続き効果や課題の分析を行いながら取組を実施する。</p> <p>・アンケート調査の分析及び公表 入札説明会を開催しない場合や入札説明会に一者しか参加しなかったケースの対策として、アンケートの対象を、現行の「入札・企画競争説明会に参加したものの応募に至らなかった事業者」から「入札・応募を検討したものの実施には入札・応募に至らなかった事業者」に広げる。</p>
○		調達改善に向けた審査・管理の充実	<p>・外部有識者委員会の更なる活用 外部有識者で組織された審査委員会において前年度審議した案件について、提案を受けて行った対応、及び得られた成果を審査委員会にて報告するとともに、省内に共有する。</p> <p>・消耗品の調達価格の検証及び一括調達の推進 地方支分部局で調達している消耗品(とりわけ、多くの官舎で購入しているPPC用再生紙及びバイプ式ファイル)について、調達価格を比較分析し、平均単価より高い調達価格となっている契約については原因分析を行う。</p>		A	H30	<p>・外部有識者委員会の更なる活用 外部有識者委員会で得られた個別の成果を展開し、より具体的な調達の適切性、透明性及び競争性を確保するための方法を省全体で共有することで、調達改善の促進を図る。</p> <p>・共同調達している消耗品の調達価格の検証及び一括調達の推進 共同調達の実施が可能な近隣機関が存在する地方支分部局等においても、費用対効果等に配慮しながら取組を実施した。</p>	31年3月まで	A	H30	<p>・外部有識者委員会の更なる活用 本省及び地方支分部局における工事・建設コンサルタント契約案件(以下「工事等」という。)について、外部委員により構成される入札監視委員会を平成30年7月27日に開催し、平成29年度における工事等の契約(283件:28,336万円)のうち、入札参加者数、落札者決定までの過程に着目して抽出された4件について審査を受けた。また、一者応札の改善方策等について、平成30年10月19日、19日に開催された会計事務担当者研修において共有した。</p> <p>・共同調達している消耗品の調達価格の検証及び一括調達の推進 共同調達の実施が可能な近隣機関が存在する地方支分部局等においても、費用対効果等に配慮しながら取組を実施した。</p>	A	<p>・外部有識者委員会の更なる活用 契約方式の妥当性や価格等の適切性を事後検証することで、調達の適切性、透明性及び競争性を確保するための取組を推進することに努めた。</p> <p>・共同調達している消耗品の調達価格の検証及び一括調達の推進 また、得られたノウハウを省内担当者へ共有することで、職員の一者応札改善への意識が更に高められた。</p> <p>・共同調達している消耗品の調達価格の検証及び一括調達の推進 事務の省力化が図られた。</p>	<p>・外部有識者による事後審査 H30.7</p> <p>・共同調達している消耗品の調達価格の検証及び一括調達の推進 随時</p>	共同調達に適切な品目は取組みみである。	スケールメリットをいかした調達につながるよう、費用対効果を確認しながら引き続き取組を実施する。	
○		契約方式・価格の事後検証	環境省で実施した調達案件について、その契約方式や価格の妥当性を外部有識者により組織された委員会において事後検証いただく。	前年度の取組状況を分析した結果、一者応札の改善について、契約方式の妥当性についての確認プロセスを強化する余地が引き続き大きいと考えられるため。	A	H29	一者応札が継続している調達の契約方式や価格の妥当性を確認し、調達コスト削減を目指す。	30年12月まで	A	H29	本省及び地方支分部局における工事・建設コンサルタント契約案件(以下「工事等」という。)について、外部委員により構成される入札監視委員会を平成30年7月27日に開催し、平成29年度における工事等の契約(283件:28,336万円)のうち、入札参加者数、落札者決定までの過程に着目して抽出された4件について審査を受けた。	-	契約方式の妥当性や価格等の適切性を事後検証することで、調達の適切性、透明性及び競争性を確保するための取組を推進することに努めた。	H30.7	-	審議内容を次期計画に反映することにより、引き続き契約手続の透明性や公正性等の向上を図る。	
○		地方支分部局等における取組の推進	本省会計課にて実施している内部監査と合わせて、地方支分部局等での契約前自己チェック実施状況を把握するとともに、本省で得られた成果を共有・展開する。		B	H30	地方支分部局等も含めて省全体で調達改善の取組を進める。	31年3月まで	B	H30	本省会計課にて実施している内部監査と合わせて、5か所の地方支分部局等において、契約前自己チェック実施状況を確認するなど、調達改善の取組について指導を行った。	A	-	職員の一者応札改善及び調達コスト削減に対する意識が更に高められた。	随時	-	引き続き問題点について分析を行いながら取組を実施する。
○		電力調達、ガス調達の改善	<p>・支払事務の効率化 小切手又は現金払を原則行わず、クレジットカード決済による支払を実施する。</p> <p>・電力・ガス小売り全面自由化に伴うコスト削減の検討 電力・ガス小売り全面自由化を踏まえ、予定価格が少額などの理由により入札に付かない場合においても、市場価格を考慮した予定価格を設定するなど、コストの削減を検討する。</p>		A	H30(一部H29)	<p>・支払事務の効率化 事務の効率化、コスト削減を図る。</p> <p>・電力・ガス小売り全面自由化に伴うコスト削減の検討 予定価格が少額などの理由により入札に付かない場合においても、市場価格を考慮した予定価格を設定するなどして、コスト削減に努める。</p>	31年3月まで	A	H30(一部H29)	<p>(本省) 小切手により支払いを行っていた16件の電気料金について、クレジットカード決済による支払を実施した。</p> <p>(地方支分部局等) 小切手により支払いを行っていた113件の電気料金、6件のガス料金について、クレジットカード決済による支払を実施した。</p>	A	-	一件ごとに支払手続を行っていた少額の光熱料金等について、クレジットカード決済によりまとめて支払いを行うことで事務が効率化し、調達コストの削減が図られた。	随時	-	引き続き取組を実施する。

その他の取組

具体的な取組内容	新規継続区分	特に効果があったと判断した取組	取組の効果(どのようなことをして、どうなったか)	
			定量的	定性的
クレジットカード決済の活用	継続	○	—	(本省) 一件ごとに小切手にて支払手続を行っていた2件の水道料金について、クレジットカード決済による支払を実施したことで、事務の効率化が図られた。また、在庫不足により調達が困難であった書籍3冊についてインターネット取引を活用することにより、複数の店舗から迅速に調達することができた。 (地方支分部局等) 一件ごとに小切手にて支払手続を行っていた27件の水道料金、120件の電話料金及び1件の放送受信料金について、クレジットカード決済による支払を実施したことで、事務の効率化が図られた。
汎用的な物品・役務における共同調達等の有効活用	継続	—	—	—
公告期間等の改善	継続	○	(本省) 平成29年度に一者応れであった案件で、平成30年度上半期に複数者が入札した案件が12件あり、より契約が適正化されるとともに、昨年度と比較して約2%(約654万円)の削減(注)が図られた。	—
競争参加資格要件の緩和	継続	—	—	—
公告等、入札説明書等のホームページへの掲載	継続	—	—	—
事業者が準備にかかる時間を十分に確保できるよう留意した受注者の決定時期の設定	継続	○	(本省) 平成29年度に一者応れであった案件で、平成30年度上半期に複数者が入札した案件が1件あり、より契約が適正化されるとともに、昨年度と比較して約27%(約376万円)の削減(注)が図られた。 (地方支分部局等) 平成29年度に一者応れであった案件で、平成30年度上半期に複数者が入札した案件が2件あり、より契約が適正化されるとともに、昨年度と比較して約18%(約497万円)の削減(注)が図られた。	—
実績に関する得点が大半を占める等により特定の者が有利とならないよう留意した配点の設定	継続	—	—	—
提案書等の分量の適正化	継続	—	—	—
仕様の明確化	継続	○	(原子力規制庁) 平成29年度に一者応れであった案件で、平成30年度上半期に複数者が入札した案件が2件あり、より契約が適正化されるとともに、昨年度と比較して約16%(約281万円)の削減(注)が図られた。	—
報告書等の積極的な開示	継続	○	(地方支分部局等) 平成29年度に一者応れであった案件で、平成30年度上半期に複数者が入札した案件が2件あり、より契約が適正化されるとともに、昨年度と比較して約27%(約554万円)の削減(注)が図られた。	—
適正な予定価格の設定(市場価格、過去に調達した類似案件事例等の情報収集・CIO補佐官からの助言の活用)	継続	—	—	—

(注)削減額は本年度契約額と昨年度契約額との差額(変動のあった単価差等は個別に配慮した上で算出)

外部有識者からの意見聴取の実施状況
 (対象期間:平成30年4月1日～平成30年9月30日)

外部有識者の氏名・役職【環境省物品・役務等に係る契約適正化監視等委員会 委員長 森島昭夫先生】 意見聴取日【平成30年11月13日】

意見聴取事項	意見等	意見等への対応
○一者応札の的確な改善策について ○クレジットカード決済の活用	○取組の効果が認められるが、単に一者応札の改善ということに着眼するのではなく、担当職員が業務の質を念頭に置きながら、一者応札になった個々の要因について考え、対策を講じていくことが重要である。 ○クレジットカード決済の導入をより迅速に推し進めるべきである。	○引き続き業務の質を維持しながら、一者応札となった要因について、個別案件ごとの原因分析及び対策の検討を行うとともに、一者応札が改善した案件について個別の改善策のフォローアップをすることで、よりの確な対策の分析を行う。 ○クレジットカード決済を導入していない官署に対して積極的な活用を促すとともに、契約相手方に対してクレジットカード決済の協力を要請していく。

外部有識者の氏名・役職【環境省物品・役務等に係る契約適正化監視等委員会 委員長代理 野村豊弘先生】 意見聴取日【平成30年11月7日】

意見聴取事項	意見等	意見等への対応
○随意契約の適切性について	○取組の効果が認められるが、やむを得ず随意契約や一者応札になった案件についても、その適正さを引き続き確認することが重要である。適正であった場合においても、会計事務担当者においては、落札率への影響を認識すべきである。 また、一者応札改善に向けた取組に対して担当部局による差異が生じないよう、組織全体として意識を高めることが重要である。	○引き続き契約前自己チェックを行うことで一者応札が継続している調達契約方式の妥当性を確認する。さらに参加者確認公募への移行が妥当と判断された案件については、公告前に事前審査を行うなど随意契約の適正さを確認する。 また、調達改善を省全体として取り組むため、調達改善に向けた研修を開催する。